



## 第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 3月31日までの1年間とする。  
ただし、甲または乙は、本契約を解除しようとする場合、1か月前までに相手方に書面により通知するものとする。  
前項の通知がない場合、本契約は同一条件にて自動更新されるものとする。

## 第8条（秘密保持）

乙は、本契約に基づく企業連携により知り得た甲の従業員に関する情報について、本人の書面による同意がない限り、第三者および甲に対して開示しないものとする。

## 第9条（権利譲渡の禁止）

甲は、本契約に基づく権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡または担保に供してはならない。

## 第10条（契約の解除）

甲が本契約に基づく権利を放棄した場合、乙は何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。ただし、当該時点で本保育施設に在園する甲の従業員の子どもがいる場合は、乙と当該従業員との協議により、退園の可否を決定するものとし、子どもの利益を最優先に考慮するものとする。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

- 甲および乙は、自らならびにその役員および従業員が、「反社会的勢力」（警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団」をいひ、以下同じ）でないこと、反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保証する。
- 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、暴力的要求行為その他法的責任を超えた不当な要求等の違法行為を行わないことを確約する。
- 甲および乙が前各項に違反した場合、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、何等の催告なしにただちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

## 第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住所

会社名（法人名）

代表者名（代表者職及び氏名）

電話番号

乙 〒810-0023 福岡市中央区警固2-9-14  
株式会社アルバス  
代表取締役 酒井 咲帆  
092-791-9335